

昭和五十四年政令第二百六十七号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律
エネルギーの使用の合理化等に関する法律
施行令

内閣は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第六條第一項、第七條第一項、第八條第三項、第十八條第一項、第二十五條第一項から第三項まで及び第二十七條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

第一条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める熱は、燃料を熱源とする熱に代えて使用される熱のみを発生させる設備から発生する熱であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
一 当該熱を発生させた者が自ら使用するものであること。
二 当該熱のみを供給する者から当該熱の供給を受けた者が使用するものであること。

2 法第二条第一項の政令で定める電気は、燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気のみを発生させる発電設備から発生する電気であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
一 当該電気を発生させた者が自ら使用するものであること。
二 当該電気のみを供給する者から当該電気の供給を受けた者が使用するものであること。

第二条 法第七条第一項のエネルギーの使用量の合計量についての政令で定める数値は、次項により算定した数値で千五百キロワットルとする。

2 法第七条第二項の政令で定めるところにより算定するエネルギーの年度の使用量は、当該年度において使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ経済産業省令で定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）とする。
（第一種エネルギー管理指定工場等）
（第二種エネルギー管理指定工場等）
（特定事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会）

第三条 法第十条第一項のエネルギーの年度の使用量についての政令で定める数値は、原油換算エネルギー使用量の数値で三千キロワットルとする。

（エネルギー管理者の選任基準）
第四条 法第十一条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
一 コークス製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属する工場等（法第三条第一項に規定する工場等をいう。以下同じ。）については、次の表の上欄に掲げる前年度における原油換算エネルギー使用量の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数のエネルギー管理者をエネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから選任すること。

| | |
|----------------------|----|
| 十萬キロワットル未満 | 一人 |
| 十萬キロワットル以上 | 二人 |
| 二萬キロワットル未満 | 一人 |
| 二萬キロワットル以上五萬キロワットル未満 | 二人 |
| 五萬キロワットル以上十萬キロワットル未満 | 三人 |
| 十萬キロワットル以上 | 四人 |

（第一種指定事業者等の要件）
第五条 法第十一条第一項第一号の政令で定める業種は、次のとおりとする。
一 製造業（物品の加工修理業を含む。）
二 電気供給業
三 ガス供給業
四 熱供給業

2 法第十一条第一項第一号、第二十二條第一項第一号、第三十三條第一項第一号及び第四十一條第一項第一号の政令で定めるものは、事務所用途に供する工場等とする。
（第二種エネルギー管理指定工場等）
（第一種エネルギー管理指定工場等）
（特定事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会）

第七条 法第十七條第五項、第二十八條第五項及び第三十九條第五項の審議会等が政令で定めるものは、総合資源エネルギー調査会とする。

2 第五条第一項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの以外のものを設置している特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に対し主務大臣が法第十七條第五項、第二十八條第五項又は第三十九條第五項の規定により命令をする場合におけるこれらの規定の審議会等が政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるのとおりとする。

| | | |
|---------------|------------------|-----------|
| 厚生労働省・食品衛生審議会 | 農林水食料・農業・農村政策審議会 | 国土交通政策審議会 |
| 厚生労働省・食品衛生審議会 | 農林水食料・農業・農村政策審議会 | 国土交通政策審議会 |

3 第五条第一項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの以外のもの及び同項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの又は同項各号に定める業種以外の業種に属する事業の用に供する工場等を設置している特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に対し主務大臣が法第十七條第五項、第二十八條第五項又は第三十九條第五項の規定により命令をする場合におけるこれらの規定の審議会等が政令で定めるものは、前二項の規定にかかわらず、総合資源エネルギー調査会及び次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるのとおりとする。

財務大臣
管理統括事業者が設置している工場等がたばこ製造業又は塩製造業に属する事業の用に供する工場等に係る場合にあつては、総合資源エネルギー調査会とする。

（エネルギー管理士免状に関する事務の委託）
第八条 法第五十二條第一項の規定による委託は、次に定めるところにより行うものとする。
一 一次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。
イ 委託に係るエネルギー管理士免状に関する事務の内容に関する事項
ロ 委託に係るエネルギー管理士免状に関する事務を処理する場所及び方法に関する事項
ハ 委託契約の期間及びその解除に関する事項
ニ その他経済産業省令で定める事項
二 委託をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を公示すること。
2 経済産業大臣は、指定試験機関に法第五十一条第一項第二号の規定による認定の事務を委託することができる。

（登録調査機関の登録の有効期間）
第九条 法第八十七條第一項の政令で定める期間は、三年とする。
（特定貨物輸送事業者の指定に係る貨物の輸送の区分、輸送能力及び基準）
第十条 法第一百條第一項の政令で定める貨物の輸送の区分は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| | |
|---------------------------|------------------------------------|
| 貨物輸送事業者の指定に係る貨物の輸送の区分 | 輸送能力及び基準 |
| （特定貨物輸送事業者の指定に係る貨物の輸送の区分） | （特定貨物輸送事業者の指定に係る貨物の輸送の区分、輸送能力及び基準） |

| | | | | | | |
|--|---|----------------|--|-----------------------------------|--|--|
| 道路運送法（昭事業用貨物自動車（貨物自二 和二十六年法律自動車運送事業法（平成元年百 第二八十三号）法律第八十三号）第二条第百 第二条第八項に二項に規定する一般貨物自 規定する事業用自動車運送事業の用に供する 自動車（以下この項に限り、被けん引車 の条において（自動車のうち、けん引して 「事業用自動車」陸上を移動させることを目 という。）であつたとして製作した用具であ て貨物の輸送のるものをいう。以下この条 用に供するものにおいて同じ。）を除く。） （以下この項におの数の いて「事業用貨 物自動車」とい う。）による貨物 の輸送 | 事業用自動車以自家用貨物自動車（次に掲二 外の自動車であげるものを除く。）の数の つて貨物の輸送一被けん引車 の用に供するも二 三輪以上の軽自動車及 の（以下この項び二輪の自動車（被けん引 において「自家車を除く。） 用貨物自動車一 という。）による 貨物の輸送 | 船舶による貨物 の輸送 | 内航海運業法（昭和二十七二 年法律第五十一号）第二二 条第二項の内航海運送をするト 事業の用に供する船舶の合 計総トン数 | （特定貨物輸送事業者等に対する命令に際し意 見を聴く審議会） | 第十一条 法第百四十三条第三項、第百二十八条第三 項、第百三十三條第三項及び第百四十二條第三 項の審議会等で政令で定めるものは、交通政策 審議会とする。 | （特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送 させる貨物の輸送量） 第十二条 法第百九条第一項の政令で定めるとこ ろにより算定した貨物の年度の輸送量は、当該 年度において貨物輸送事業者に輸送させる貨物 （当該荷主以外の者であつて法第百五條第二号 に掲げるものがその輸送の方法等を実質的に決 定しているものを除き、当該荷主が同号に掲げ る者としてその輸送の方法等を実質的に決定し ているものを含む。）ごとに、当該貨物の重量 に当該貨物を輸送させる距離を乗じて得られる |
|--|---|----------------|--|-----------------------------------|--|--|

| | | | | | | | | | |
|---|---|-------------------------|--|---------------------------|------------------------|--------------------------|--|--|--|
| 量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算 して得られる量とする。 2 法第百九条第一項の貨物の年度の輸送量につ いての政令で定める量は、三千万トンキロとす る。 （特定荷主等に対する命令に際し意見を聴く審 議会） | 第十三条 法第百二十二條第三項及び第百十六條第 三項の審議会等で政令で定めるものは、次の表 の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄 に掲げるとおりとする。 | 経済産業省総合資源エネルギー調査会 大臣 | 財務大臣 たばこ製造業又は塩製造業に属する事 業を行う荷主又は財政制度等審議会、 係属の場合にあつては財政制度等審議会、 酒類製造業に属する事業を行う荷主又 は認定管理統括荷主に係る場合にあつ ては国税審議会 | 厚生労働省 大臣 農業・食品衛生審議会 | 農林水産省 大臣 農村政策審議会 | 国土交通省 大臣 国土交通政策審議会 | 2 前項の表の上欄に掲げる大臣以外の主務大臣 が法第百二十二條第三項又は第百十六條第三項の 規定により命令をする場合におけるこれらの規 定の審議会等で政令で定めるものは、総合資源 エネルギー調査会とする。 （特定旅客輸送事業者の指定に係る旅客の輸送 の区分、輸送能力及び基準） | 第十四条 法第百二十五條第一項の政令で定める 旅客の輸送の区分は、次の表の上欄に掲げると おりとし、同項の政令で定める輸送能力は、当 該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとお りとし、同項の政令で定める基準は、当該区分 ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとす る。 | 鉄道（軌道事業法第二條第一項に規定す三 道を含む）を含有する軌道事業（大正十年法百 七号）による軌道事業（軌道法（大正十年法百 七号）による第七十六号）による軌道事業を同 乗客の含む。）の用に供する車両であつて 輸送旅客の輸送の用に供するもの数の |
|---|---|-------------------------|--|---------------------------|------------------------|--------------------------|--|--|--|

| | | | | | | |
|--|---|---|---|--------------------------------------|--|---|
| 乗合自動車 による一般旅客自動車運送事業（同号百 旅客の輸へに規定する一般乗用旅客自動車台 運送事業を除く。）の用に供する自 送 動車の数 | 乗用自動車 による一般乗用旅客自動車運送事業百 五 十 台 | 船舶によ海上運送法（昭和二十四年法律第二 百八十七号）第二條第二項に規定万 する船舶運航事業（一定の航路にト 旅客船を就航させて人の運送をす るもの（本邦の港と本邦以外の地 域の港との間又は本邦以外の地域 の各港間における人の運送をする もの及び特定の者の需要に応じ、 特定の範囲の人の運送をするもの を除く。）に限る。）の用に供する 船舶の合計総トン数 | （認定管理統括貨物輸送事業者の認定に係る輸 送能力及び基準） 第十五条 法第百三十條第一項第二号の政令で定 める輸送能力の合計は、第十條の表の上欄に掲 げる貨物の輸送の区分ごとに同表の中欄に掲 げる輸送能力を国土交通省令で定めるところによ り車両数に換算した数及び前条の表の上欄に掲 げる旅客の輸送の区分ごとに同表の中欄に掲 げる輸送能力を国土交通省令で定めるところによ り車両数に換算した数の合計とする。 | 2 法第百三十條第一項第二号の政令で定める基 準は、三百両とする。 | （特定航空輸送事業者の指定に係る輸送能力及 び基準） 第十六条 法第百三十九條第一項の政令で定める 輸送能力は、航空法（昭和二十七年法律第二 百三十一号）第二條第十八項の航空運送事業の用 に供する航空機（過去一年間に本邦内の各地間 において発着する貨物又は旅客の輸送の用に供 されているものに限る。）の最大離陸重量の合 計とする。 | 2 法第百三十九條第一項の政令で定める基準 は、九千トンとする。 （空気調和設備等） 第十七条 法第百四十三條の政令で定める建築設 備は、次のとおりとする。 |
|--|---|---|---|--------------------------------------|--|---|

- 一 空気調和設備その他の機械換気設備
 - 二 照明設備
 - 三 給湯設備
 - 四 昇降機
- （特定エネルギー消費機器）
第十八条 法第百四十五條第一項の政令で定める
エネルギー消費機器は、次のとおりとする。
一 乗用自動車（揮発油、軽油又は液化石油ガ
スを燃料とするもの及び電気を動力源とする
もの（燃料を使用するものを除く。）に限り、
二輪のもの（側車付きのものを含む。）、無限
軌道式のものその他経済産業省令、国土交通
省令で定めるものを除く。次条において同
じ。）
二 エアコンディショナー（暖房の用に供する
ことができるものを含む。）、冷房能力が五十・
四キロワットを超えるもの及び水冷式のもの
その他経済産業省令で定めるものを除く。）
三 照明器具（安定器又は制御装置を有するも
のに限り、防爆型のものその他経済産業省令
で定めるものを除く。）
四 テレビジョン受信機（交流の電路に使用さ
れるものに限る。）、産業用のものその他経済産
業省令で定めるものを除く。）
五 複写機（乾式間接静電式のものに限り、日
本産業規格A列二番（第二十四号及び第二十
五号）において「A二判」という。）以上の大
きさの用紙に出力することができるものその他
他経済産業省令で定めるものを除く。）
六 電子計算機（演算処理装置、主記憶装置、
入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重
化された構造のものその他経済産業省令で定
めるものを除く。）
七 磁気ディスク装置（記憶容量が一ギガバイ
ト以下のものその他経済産業省令で定めるも
のを除く。）
八 貨物自動車（揮発油又は軽油を燃料とする
もの）に限り、二輪のもの（側車付きのものを
含む。）、無限軌道式のものその他経済産業省
令、国土交通省令で定めるものを除く。）
九 ビデオテープレコーダー（交流の電路に使用
されるもの）に限り、産業用のものその他他経
済産業省令で定めるものを除く。）
十 電気冷蔵庫（冷凍庫と一体のものを含む、
熱電素子を使用するものその他経済産業省令
で定めるものを除く。）

- 十一 電気冷凍庫（熱電素子を使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 十二 ストープ（ガス又は灯油を燃料とするものに限り、開放式のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 十三 ガス調理機器（ガス炊飯器その他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 十四 ガス温水機器（貯蔵式湯沸器その他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 十五 石油温水機器（バーナー付風呂釜（ポット式バーナーを組み込んだものに限る。）その他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 十六 電気便座（他の給湯設備から温水の供給を受けるものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 十七 自動販売機（飲料を冷蔵又は温蔵して販売するためのものに限る、専ら船舶において用いるためのものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 十八 変圧器（定格一次電圧が六百ボルトを超え、七千ボルト以下のものであつて、かつ、交流の電路に使用されるものに限る、絶縁材料としてガスを使用するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 十九 ジャー炊飯器（産業用のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 二十 電子レンジ（ガスオーブンを有するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 二十一 ディー・ブイ・ディー・レコーダー（交流の電路に使用されるものに限る、産業用のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 二十二 ルーティング機器（電気通信信号を送受信する機器であつて、電気通信信号を送信するに当り、宛先となる機器に至る経路のうちから、経路の状況等に応じて最も適切と判断したものに電気通信信号を送信する機能を有するもの（専らインターネットの用に供するものに限る、通信端末機器を電話の回線を介してインターネットに接続するに際し、インターネット接続サービスを行う者に電話をかけて当該通信端末機器をインターネットに接続するために使用するもの）その他経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。）
- 二十三 スイッチング機器（電気通信信号を送受信する機器であつて、電気通信信号を送信するに当り、当該機器が送信することので

- きる二以上の経路のうちから、宛先ごとに一定められた経路に電気通信信号を送信する機能を有するもの（専らインターネットの用に供するものその他経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。）
- 二十四 複合機（複写の機能に加えて、印刷、ファクシミリ送信又はスキヤンのうち一以上の機能を有する機械及び印刷の機能に加えて、複写、ファクシミリ送信又はスキヤンのうち一以上の機能を有する機械（いずれも乾式間接静電式のものに限る、A二判以上の大きさの用紙に出力することができ、その他経済産業省令で定めるものを除く。）をいう。）
- 二十五 プリンター（乾式間接静電式のものに限る、A二判以上の大きさの用紙に出力することができ、その他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 二十六 電気温水機器（ヒートポンプ（二酸化炭素を冷媒として使用するものに限る。）を用いるものに限る、暖房の用に供することができるものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 二十七 交流電動機（籠形三相誘導電動機に限り、防爆型のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 二十八 電球（安定器又は制御装置を有するもの及び白熱電球に限り、定格電圧が五〇ボルト以下のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
- 二十九 ショークケース（冷蔵又は冷凍の機能を有しないものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

| | |
|----------------------|--------------------------------|
| 乗用自動車 | 二千台（乗車定員十一人以上のもの） |
| 二 エアコンデিশョナー | 五十台 |
| 三 照明器具 | 五百台 |
| 四 テレビジョン受信機 | 一万台 |
| 五 複写機 | 五百台 |
| 六 電子計算機 | 二百台 |
| 七 磁気ディスク装置 | 五千台 |
| 八 貨物自動車 | 二千台 |
| 九 ビデオテープレコーダー | 五千台 |
| 十 電気冷蔵庫 | 二千台（家庭用以外のものにあつては、百台） |
| 十一 電気冷凍庫 | 三百台（家庭用以外のものにあつては、百台） |
| 十二 ストープ | 三百台 |
| 十三 ガス調理機器 | 五千台 |
| 十四 ガス温水機器 | 三千台 |
| 十五 石油温水機器 | 六百台 |
| 十六 電気便座 | 二千台 |
| 十七 自動販売機 | 三百台 |
| 十八 変圧器 | 百台 |
| 十九 ジャー炊飯器 | 六千台 |
| 二十 電子レンジ | 三千台 |
| 二十一 ディー・ブイ・ディー・レコーダー | 四千台 |
| 二十二 ルーティング機器 | 二千五百台 |
| 二十三 スイッチング機器 | 千五百台 |
| 二十四 複合機 | 五百台 |
| 二十五 プリンター | 七百台 |
| 二十六 電気温水機器 | 五百台 |
| 二十七 交流電動機 | 千五百台 |
| 二十八 電球 | 二十万個（エル・イー・ディー・ランプにあつては、二万五千個） |
| 二十九 ショークケース | 百台 |

- 会、国土交通大臣にあつては交通政策審議会とする。
- （特定熱損失防止建築材料）
- 第二十一条 法第五十条第一項の政令で定める熱損失防止建築材料は、次のとおりとする。
- 一 断熱材（押出法ポリスチレンフォーム、硬質ポリウレタンフォーム、ガラス繊維（グラスウールを含む。）又はスラグウール若しくはロックウールを用いたもの）に限る、真空断熱材その他経済産業省令で定めるものを除く。）
 - 二 サッシ（鉄製又は木製のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
 - 三 複層ガラス（ステンドグラスを用いたものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
- （特定熱損失防止建築材料の熱損失防止建築材料製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要件）
- 第二十二条 法第五十一条第一項の政令で定める要件は、年間の生産量又は輸入量（国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表の上欄に掲げる特定熱損失防止建築材料の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。
- | | |
|---------|-----------|
| 一 断熱材 | 十八万平方メートル |
| 二 サッシ | 九万四千窓 |
| 三 複層ガラス | 十一万平方メートル |
- （報告及び立入検査）
- 第二十三条 経済産業大臣は、法第六十二条第一項の規定により、工場等においてエネルギーを使用し、事業を行う者に対し、その設置している工場等につき、次の事項に関し報告させることができる。
- 一 当該事業に係る生産数量及び生産能力
 - 二 エネルギーの使用量及び使用見込量
 - 三 エネルギーを消費する設備の状況
 - 四 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供の表示する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行う者の当該約款の内容
- 経済産業大臣は、法第六十二条第一項の規定により、その職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びその関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。
- 第二十四条 経済産業大臣は、法第六十二条第二項の規定により、特定事業者、特定連鎖化事

業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者
に対し、その設置している工場等につき、次の
事項に関し報告させることができる。
一 エネルギー管理統括者又はエネルギー管理
企画推進者の選任の状況
二 エネルギー管理者又はエネルギー管理員の
選任の状況
三 エネルギーの使用量
四 エネルギーを消費する設備の状況

2 経済産業大臣は、法第六十二条第二項の規
定により、その職員に、特定事業者、特定連
鎖事業者、認定管理統括事業者又は管理関係
事業者が設置している工場等に立ち入り、エネ
ルギーを消費する設備及びその関連施設、使用
する燃料並びに帳簿その他の関係書類を調査さ
せることができる。

第二十五条 主務大臣は、法第六十二条第三項
の規定により、特定事業者、特定連鎖事業
者、認定管理統括事業者、管理関係事業者又は
法第四十六条第一項の認定を受けた事業者（特定事
業者、特定連鎖事業者、認定管理統括事業者
及び管理関係事業者を除く。）（次項並びに第
三十二條第三項及び第四項において「特定事業者
等」という。）に対し、その設置している工場
等（特定連鎖事業者にあつては、当該特定連
鎖事業者が行う連鎖事業の加盟者が設置し
ている当該連鎖事業に係る工場等を含む。次
項において同じ。）につき、次の事項に関し報
告させることができる。
一 エネルギーの使用量その他エネルギーの使
用の状況
二 エネルギーを消費する設備の状況
三 エネルギーの使用の合理化に関する設備の
状況その他エネルギーの使用の合理化に関す
る事項

2 主務大臣は、法第六十二条第三項の規定に
より、その職員に、特定事業者等が設置して
いる工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設
備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備
並びにこれらの関連施設、使用する燃料並びに
帳簿その他の関係書類を調査させることができ
る。

第二十六条 国土交通大臣は、法第六十二条第
六項の規定により、貨物輸送事業者、旅客輸
送事業者又は航空輸送事業者（次項において単
に「輸送事業者」という。）に対し、その貨物又は
旅客の輸送につき、次の事項に関し報告させる
ことができる。

一 貨物又は旅客の輸送の状況
二 第十条の表の中欄若しくは第十四条の表の
中欄に掲げる輸送能力又は第十六条第一項に
規定する輸送能力及びこれらの見込み
三 輸送用機械器具の状況
四 国土交通大臣は、法第六十二条第六項の規
定により、その職員に、輸送事業者の事務所そ
の他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所
又は輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器
具及びその関連施設並びに帳簿その他の関係書
類を調査させることができる。

第二十七条 国土交通大臣は、法第六十二条第
七項の規定により、特定貨物輸送事業者、特定
旅客輸送事業者、認定管理統括貨客輸送事業
者、管理関係貨客輸送事業者、法第三十四條
第一項の認定を受けた貨客輸送事業者（特定貨
物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、認定管理
統括貨客輸送事業者及び管理関係貨客輸送事業
者を除く。）又は特定航空輸送事業者（次項に
おいて「特定貨物輸送事業者等」という。）に
対し、その貨物又は旅客の輸送につき、次の事
項に関し報告させることができる。
一 エネルギーの使用量その他エネルギーの使
用の状況
二 輸送用機械器具の状況
三 貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使
用の合理化のために必要な措置の実施の状況
その他エネルギーの使用の合理化に関する事
項

2 国土交通大臣は、法第六十二条第七項の規
定により、その職員に、特定貨物輸送事業者等
の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所
在する場所又は輸送用機械器具に立ち入り、輸
送用機械器具及びその関連施設、使用する燃料
並びに帳簿その他の関係書類を調査させること
ができる。

第二十八条 経済産業大臣は、法第六十二条第
八項の規定により、荷主に対し、当該荷主が貨
物輸送事業者に行わせる貨物の輸送につき、次
の事項に関し報告させることができる。
一 当該貨物の輸送の状況
二 第十二条第一項に規定する輸送量及びその
見込み
三 経済産業大臣は、法第六十二条第八項の規
定により、その職員に、荷主の事務所その他の
事業場に立ち入り、貨物輸送事業者に輸送させ
る貨物及び帳簿その他の関係書類を調査させる
ことができる。

第二十九条 主務大臣は、法第六十二条第九項
の規定により、特定荷主、認定管理統括荷主、
管理関係荷主又は法第六十七条第一項の認定を
受けた荷主（特定荷主、認定管理統括荷主及び
管理関係荷主を除く。）（以下この条において
「特定荷主等」という。）に対し、当該特定荷主
等が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送につ
き、次の事項に関し報告させることができる。
一 当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量
その他当該貨物の輸送に係るエネルギーの使
用の状況
二 当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の
合理化のために必要な措置の実施の状況その
他エネルギーの使用の合理化に関する事項
三 主務大臣は、法第六十二条第九項の規定に
より、その職員に、特定荷主等の事務所その他
の事業場に立ち入り、貨物輸送事業者に輸送さ
せる貨物及びその関連施設並びに帳簿その他の
関係書類を調査させることができる。

第三十条 経済産業大臣（自動車にあつては、経
済産業大臣及び国土交通大臣。以下この条にお
いて同じ。）は、法第六十二条第十項の規定
により、特定エネルギー消費機器等製造事業者
等（特定エネルギー消費機器等製造事業者
の事業を行う者をいう。次項において同じ。）
に対し、その製造又は輸入に係る特定エネ
ルギー消費機器等につき、次の事項に関し報告さ
せることができる。
一 生産数量又は輸入数量及び国内向け出荷数
量
二 エネルギー消費効率又は寄与率及びその向
上に関する事項
三 エネルギー消費効率又は寄与率に関する表
示の状況

2 経済産業大臣は、法第六十二条第十項の規
定により、その職員に、特定エネルギー消費機
器等製造事業者等の事務所、工場又は倉庫に立
ち入り、その製造又は輸入に係る特定エネ
ルギー消費機器等、当該特定エネルギー消費機
器等の製造のための設備、当該特定エネルギー消
費機器等のエネルギー消費効率又は寄与率の測
定のための設備及び関係帳簿書類を調査させる
ことができる。

3 経済産業大臣は、法第六十二条第十項の規
定により、特定熱損失防止建築材料製造事業者
等（特定熱損失防止建築材料の製造、加工又は
輸入の事業を行う者をいう。次項において同
じ。）に対し、その製造、加工又は輸入に係る
特定熱損失防止建築材料につき、次の事項に関
し報告させることができる。
一 生産数量又は輸入数量及び国内向け出荷数
量
二 熱損失防止性能及びその向上に関する事項
三 熱損失防止性能に関する表示の状況
四 経済産業大臣は、法第六十二条第十項の規
定により、その職員に、特定熱損失防止建築材
料製造事業者等の事務所、工場又は倉庫に立
ち入り、その製造、加工又は輸入に係る特定熱損
失防止建築材料、当該特定熱損失防止建築材料
の製造又は加工のための設備、当該特定熱損失
防止建築材料の熱損失防止性能の測定のための
設備及び関係帳簿書類を調査させることができ
る。
（手数料）

第三十一条 法第六十三条第一項の規定により
納めなければならない手数料の額は、次の表の
とおりとする。

2 国土交通大臣は、法第六十二条第七項の規
定により、その職員に、特定貨物輸送事業者等
の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所
在する場所又は輸送用機械器具に立ち入り、輸
送用機械器具及びその関連施設、使用する燃料
並びに帳簿その他の関係書類を調査させること
ができる。

| | |
|---|-------|
| 一 法第九条第一項第一号の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者 | 金額 |
| 二 法第九条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者 | 一万七千円 |
| 三 法第十二条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者 | 一万七千円 |
| 四 法第十四条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者 | 一万七千円 |
| 五 法第二十条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者 | 一万七千円 |
| 六 法第二十三条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者 | 一万七千円 |
| 七 法第二十五条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者 | 一万七千円 |
| 八 法第三十一条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者 | 一万七千円 |

| | |
|---|---|
| 九 法第三十四条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者 | 一万七千円 |
| 十 法第三十六条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者 | 一万七千円 |
| 十一 法第四十二条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者 | 一万七千円 |
| 十二 法第四十四条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者 | 一万七千円 |
| 十三 エネルギー管理士試験を受けようとする者 | 一万七千円 |
| 十四 法第五十一条第二項第二号の規定による認定を受けようとする者 | 四千八百円（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、三千九百五十円） |
| 十五 エネルギー管理士免状の交付を受けようとする者 | 三千五百円（電子申請による場合にあつては、二千六百五十円） |
| 十六 エネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者 | 二千二百五十円（電子申請による場合にあつては、千四百円） |

（権限の委任）
第三十二条 法第七条第一項及び第三項から第六項まで、第八条第三項、第九条第三項、第十条第一項から第三項まで、第十一条第二項、第十二条第三項、第十三条第一項から第四項まで、第十四条第三項、第十八条第一項から第四項ま

で、第十九条第三項、第二十条第三項、第二十一条第一項から第三項まで、第二十一条第二項、第二十三条第三項、第二十四条第一項から第四項まで、第二十五条第三項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第三項、第三十一条第三項、第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第二項、第三十四条第三項、第三十五条第一項から第四項まで、第三十六条第三項、第四十条第一項から第三項まで、第四十一条第二項、第四十二条第三項、第四十三条第一項から第四項まで、第四十四条第三項、第九九条第一項から第五項まで、第一百十三条第一項及び第二項並びに第六十二条第二項、第二項及び第八項の規定に基づく経済産業大臣の権限は、工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は工場等の所在地を管轄する経済産業局長に、法第四十六條第一項及び第四項（法第四十七條第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第四十七條第一項から第三項まで、第四十七條第一項及び第四項（法第九十八條第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに第九十八條第一項から第三項までの規定に基づく経済産業大臣の権限（連携省エネルギー措置を行う工場等を設置している者又は荷主連携省エネルギー措置を行う荷主のそれぞれの主たる事務所の一経済産業局の管轄区域内のみに存する場合におけるこれらの措置に係るものに限る。以下この項において同じ。）は、工場等を設置している者又は荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に、それぞれ委任されるものとする。ただし、経済産業大臣が法第二十九條第一項及び第二項並びに第三十三條第一項及び第二項の規定に基づく権限並びに法第四十六條第一項及び第四項、第四十七條第一項から第三項まで、第九十七條第一項及び第四項並びに第九十八條第一項から第三項までの規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

2
 法第一百条、第二百二十四条並びに第六十二条第六項及び第七項の規定に基づく国土交通大臣の権限（航空輸送事業者に係るものを除く。）、法第一百一条、第一百零二条、第一百零三条第一項、第一百零四条第一項及び第二項、第一百零五条、第一百零六条、第一百零七条第二項、第一百零八条、第一百零九条第一項及び第二項、第一百一十条、第一百一十一条、第一百一十二条第一項、第一百一十三条第一項及び

第二項並びに第三十七條の規定に基づく国土交通大臣の権限並びに法第三十四條第一項及び第四項（法第三百五十五條第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに第三百五十五條第一項から第三項までの規定に基づく国土交通大臣の権限（貨客輸送連携省エネルギー措置を行う貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者のそれぞれの主たる事務所の一の地方運輸局の管轄区域内のみに存する場合における当該貨客輸送連携省エネルギー措置に係るものに限る。以下この項において同じ。）は、貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四條第一項第八十六号に掲げる事務及び同号に掲げる事務に係る同項第十九号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）に委任されるものとする。ただし、国土交通大臣が法第九十三條の規定に基づく権限、法第九十四條第一項及び第四項並びに第九十五條第一項から第三項までの規定に基づく権限並びに法第九十六條第七項の規定に基づく権限（航空輸送事業者に係るものを除く。）を自ら行うことを妨げない。

3
 法第六條、第十五條第一項、第十六條第一項、第十七條第一項から第四項まで、第二十六條第一項、第二十七條第一項、第二十八條第一項から第四項まで、第三十七條第一項、第三十八條第一項、第三十九條第一項から第四項まで、第四十九條、第八十條第三項、第八十一条第三項、第八十二条第三項、第八十三条第三項、第八十八条、第一百零条、第一百零一条第一項、第一百零二條第一項及び第二項、第一百零四條、第一百零五條第一項、第一百零六條第一項及び第二項、第一百零七條並びに第六十二条第三項及び第九項の規定に基づく主務大臣の権限は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任されるものとする。ただし、主務大臣が法第六十二条第三項及び第九項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

| | | | | | |
|--|---|---|--|---|--|
| 財務工場等を設置している者若しくは荷主の主大臣たる事務所の所在地を管轄する財務局長の権限（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下この項において同じ。）若しくは国税局長又は特定事業者等が設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下この表において同じ。）の所在地を管轄する財務局長若しくは国税局長 | 厚生工場等を設置している者若しくは荷主の主大臣たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長（当該所在地が四国厚生支局の管轄区域内にある場合にあつては、四国厚生支局長） | 農林工場等を設置している者若しくは荷主の主大臣たる事務所の所在地を管轄する地方農政局大臣若しくは北海道農政事務局長又は特定事業者等が設置している工場等の所在地を管轄する地方農政局長若しくは北海道農政事務局長 | 経済工場等を設置している者若しくは荷主の主大臣たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は特定事業者等が設置している工場等の所在地を管轄する経済産業局長 | 国土工場等を設置している者若しくは荷主の主大臣たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法第四條第一項第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第九十八号に掲げる事務並びに同項第八十六号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下この項において同じ。）若しくは地方航空局長又は特定事業者等が設置している工場等の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長若しくは地方航空局長 | 環境工場等を設置している者若しくは荷主の主大臣たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務局長又は特定事業者等が設置している工場等の所在地を管轄する地方環境事務局長 |
|--|---|---|--|---|--|

管理指定工場 次の表の上欄に掲げる前年度における原油換算燃料等使用量（この政令による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二条第一項に規定する原油換算燃料等使用量をいう。以下同じ。）の区分に応じ、同表の中欄に掲げる数のエネルギー管理者をエネルギー管理者（改正法による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「新法」という。）第九条第一項の規定によりエネルギー管理者免状の交付を受けた者をいう。以下同じ。）又は同表の下欄に掲げる者のうちから選任すること。

| | | |
|-------------------|----|---------------------|
| 三千キロワット未満 | 一人 | 次条第一号、第三号又は第五号に掲げる者 |
| 三千キロワット以上十キロワット未満 | 一人 | 次条第一号に掲げる者 |
| 十キロワット以上 | 二人 | |

ロイに規定する第一種エネルギー管理指定工場以外の第一種エネルギー管理指定工場 次の表の上欄に掲げる前年度における原油換算燃料等使用量の区分に応じ、同表の中欄に掲げる数のエネルギー管理者をエネルギー管理者又は同表の下欄に掲げる者のうちから選任すること。

| | | |
|--------------------|----|---------------------|
| 三千キロワット未満 | 一人 | 次条第一号、第三号又は第五号に掲げる者 |
| 三千キロワット以上二万キロワット未満 | 一人 | 次条第一号に掲げる者 |
| 二万キロワット以上五万キロワット未満 | 二人 | |
| 五万キロワット以上十キロワット未満 | 三人 | |
| 十キロワット以上 | 四人 | |

じ、同表の中欄に掲げる数のエネルギー管理者をエネルギー管理者又は同表の下欄に掲げる者のうちから選任すること。

| | | |
|---------------------|----|---------------------|
| 千二百キロワット未満 | 一人 | 次条第二号、第四号又は第五号に掲げる者 |
| 千二百キロワット以上二億キロワット未満 | 一人 | 次条第二号に掲げる者 |
| 二億キロワット以上五億キロワット未満 | 二人 | |
| 五億キロワット以上 | 三人 | |

第三条 改正法附則第二条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 改正法の施行の際現に改正法による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「旧法」という。）第八条第一項の規定により熱管理士免状の交付を受けていた者（以下「旧熱管理士」という。）
- 二 改正法の施行の際現に旧法第八条第一項の規定により電気管理士免状の交付を受けていた者（以下「旧電気管理士」という。）
- 三 改正法の施行の際現に旧法第十条の二第一項第一号の講習であつて燃料及び熱の使用の合理化に関する経済産業省令で定める課程を修了した者（以下「旧熱講習修了者」という。）
- 四 改正法の施行の際現に旧法第十条の二第一項第一号の講習であつて電気の使用の合理化に関する経済産業省令で定める課程を修了した者（以下「旧電気講習修了者」という。）
- 五 新法第十三条第一項第一号に掲げる者（以下「講習修了者」という。）

第四条 改正法施行試験に関する特例

第一号に掲げる者である者（同項の規定によるエネルギー管理者免状の交付を受けていない者に限る。附則第六条第一項において同じ。）に対する新法第十条第一項に規定するエネルギー管理者試験（以下「エネルギー管理者試験」という。）は、平成二十一年三月三十一日までは、経済産業省令で定めるところにより、その科目の一部を免除して行う。

（中長期的な計画の作成への参画に関する経過措置）

第五条 改正法附則第二条の規定により読み替えて適用する新法第八条第一項の規定によりエネルギー管理者を選任した第一種特定事業者（同項に規定する第一種指定事業者を除く。）のうち、エネルギー管理者又は旧熱管理士及び旧電気管理士のうちからエネルギー管理者を選任していない第一種特定事業者が、新法第十四条第一項の規定により中長期的な計画を作成するときは、平成二十三年三月三十一日までは、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理者又は旧熱管理士及び旧電気管理士を参画させなければならない。

（科目の一部を免除して行うエネルギー管理者試験等に係る手数料の特例）

第六条 旧熱管理士又は旧電気管理士が改正法附則第四条の規定によりその科目の一部を免除して行うエネルギー管理者試験を受けようとする場合における当該試験に係る手数料は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第三十一条の規定にかかわらず、一万円とする。

- 2 旧熱管理士又は旧電気管理士がエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第五十一条第一項第二号の規定による認定を受けようとする場合の手数料の額については、令第三十一条の表の十四の項中「四千八百円」とあるのは「二千二百五十円」と、「三千九百五十円」とあるのは「千四百円」とする。
- 3 旧熱管理士又は旧電気管理士が法第五十三条第二項の規定により指定試験機関がその試験事務を行うエネルギー管理者試験に合格したことにより法第五十一条に規定するエネルギー管理者免状の交付を受けようとする場合の手数料の額については、令第三十一条の表の十五の項中「二千五百円」とあるのは「二千二百五十円」と、「二千六百五十円」とあるのは「千四百円」とする。

4 旧熱管理士又は旧電気管理士が改正法附則第四条の規定によりその科目の一部を免除して行うエネルギー管理者試験に合格したことにより法第五十一条に規定するエネルギー管理者免状の交付を受けようとする場合の手数料の額については、令第三十一条の規定にかかわらず、二

千二百五十円（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。）による場合にあつては、千四百円）とする。

附則（平成二〇年六月一八日政令第一九七号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年一月一九日政令第三八六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年三月一八日政令第四〇号）

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年六月一九日政令第一六二号）

この政令は、平成二十一年七月一日から施行する。

附則（平成二十三年四月二〇日政令第一〇三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年二月二〇日政令第三六号）

この政令は、平成二十五年三月一日から施行する。

附則（平成二五年一〇月二五号政令第三〇三号）

この政令は、平成二十五年十一月一日から施行する。

附則（平成二五年一二月二七号政令第三七〇号）

この政令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、第一条（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の題名の改正規定及び同令第一条第一項の改正規定を除く。）の規定は、平成二十五年十二月二十八日から施行する。

附則（平成二六年一二月二八日政令第三八〇号）

この政令は、平成二十六年十一月三十日から施行する。

附 則（平成二十七年九月九日政令第三一九号）抄

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第二条 この政令の施行前に農林水産大臣が法律の規定によりした登録その他の処分又は通知その他の行為（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により北海道農政事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下この項において「処分等」という。）は、北海道農政事務所長がした処分等とみなし、この政令の施行前に法律の規定により農林水産大臣に対してした申請その他の行為（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により北海道農政事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下この項において「申請等」という。）は、北海道農政事務所長に対してした申請等とみなす。

2 この政令の施行前に法律の規定により農林水産大臣に対し報告その他の手続をしなければならぬ事項（この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により北海道農政事務所長に委任された権限に係るものに限る。）で、この政令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法律の規定により北海道農政事務所長に対して報告その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、当該法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年三月三十一日政令第一〇三号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年一月三〇日政令第三六四号）抄

（施行期日）

1 この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則（平成二九年二月二四日政令第二七号）

この政令は、平成二十九年三月一日から施行する。

附 則（平成三〇年一月三〇日政令第三二九号）

この政令は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

附 則（平成三一年四月三日政令第一四四号）

この政令は、平成三十一年四月十五日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日政令第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年二月一三日政令第一八三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和二年一月二四日政令第一〇号）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。